## 商品概要説明書

JAリフォームローン

(2024年4月1日現在)

	(2024 年 4 月 1 日現仕 <i>)</i>
商品名	JAリフォームローン
ご利用いただける方	○当 J Aの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税
	引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	<ul><li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、そ
	の他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象と
	します。
	ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲
	内のものとします。
	(住宅関連設備の例)
	①門、塀、車庫、物置。
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
資金使途	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
貝亚区处	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥太陽光発電システム。
	⑦耐震改修工事費。
	⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	⑩その他住宅本体以外のもの。
	○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ロ
	ーンのお借換は対象外とします。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内 (1 万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。
	○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。
借入期間	○1年以上 15年以内とします。 ○たば
	○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は
	現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
借入利率	○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。
I目ノングリ <del>ンデ</del>	し1八v/v・' タ 4レル゚ーみ ソ に歴1八v '/に/にリ み タ 。

	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10
	月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月
	1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プラ
	イムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見
	直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定
	返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート/長期プライムレート) により、年2回見直しを行い、4月1日および10
	月1日から適用利率を変更いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ
	ください。
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎
	月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済
	方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増
	額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。)の
	いずれかをご選択いただけます。
	   ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金
返済方法	分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済
	額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利
	率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過す
	るごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の
	1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高があ
	る場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
 担保	○不要です。
	○当JAが指定する保証機関(宮城県農業信用基金協会)の保証をご利用いただ
保証人	きますので、原則として保証人は不要です。
保証料	
	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お供み類 100 万円 なた N の一抵 支払 保証率 (例)】
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】  「お供み期間」 1 年 2 年 7 年 10 年 15 年
	お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 15年 15年 17年 10年 15年 18日
	保証料 (円) 3,286 9,476 15,871 22,466 32,711 50,707

	T		
団体信用生命共済 (保険)	○借入期間が 10 年を超える場合は、当 J A 所定の団体信用生命共済(例		
	ずれかにご加入いただきます。また、借入期間が10年以内の場合に	ついても、	
	ご希望によりご加入いただけます。		
	なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される日	一体信用生	
	命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高く	なります。	
	団体信用生命共済(保険)名    加算利率		
	団体信用生命共済(特約なし) なし		
	借入期間が10年以内の場合 なし		
	長期継続入院特約付団体信用生命共済 年 0.1%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年 0.1%		
	団体信用生命共済(連生) 年 0.1%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生) 年 0.3%		
	がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.05%		
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生) 年 0.25%		
	団体信用生命保険(ワイド) 年 0.2%		
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入		
9 大疾病補償保険	団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけ	けます。ご	
	利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。		
	年 0.3%		
	○ご融資の際の事務手数料は無料です。		
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる	場合は、	
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。		
   手数料	①全額繰上返済の場合…5,500円		
	②一部繰上返済の場合…5,500円(JAネットバンクによる一部繰上返	逐済の場合	
	は無料です。)		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5	,500 円の	
	条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては	t、当JA	
	本支店(所)または金融部金融事務指導課(電話:0228-25-9008)にお申し出く		
	ださい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ		
	適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
苦情処理措置およ	↓ また、「Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、	苦情等を	
び紛争解決措置の内容	受け付けております。		
1 174	○紛争解決措置		
1 374	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利	川用できま	
1 374			
1 374	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利		
1 3/1	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利す。上記当 J A 金融部金融事務指導課または J A バンク相談所にお申		

	・東京弁護士会紛争解決センター(電話 03-3581-0031) ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3595-8588) ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3581-2249) JAバンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記JAバンク相 談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」 という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意 向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合
その他	<ul> <li>わせください。</li> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要になります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> <li>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</li> </ul>

JA新みやぎ

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。
  - 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から 選択します。